

協定項目	9	協議項目	一般職員の身分の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
------	---	------	-------------	---------------

**留意事項**

新設合併の場合は、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、職員は、失職することとなります。

しかし、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項において、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない。」と定められています。

このため、合併協議会において3町の職員を、新町の職員として引き継ぐ旨の確認を行う必要があります。

また、同条第2項において、「合併市町村は、職員の任免、給与その他身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」と定められているため、新町発足後の職員の任用制度、給与等に関して基本的な取扱い方針を協議する必要があります。

1. 職員の定数及び職員数

区 分	大 成 町		瀬 棚 町		北 檜 山 町	
	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数
町長の事務部局の職員	65	56	76	67	86	78
議会の事務部局の職員	2	2	2	2	2	2
教育委員会の事務部局及び学校の職員	12	9	14	7	18	12
農業委員会の事務部局の職員	1	(1)	2	(2)	2	2
選挙管理委員会事務部局の職員		(5)	2	1	1	(6)
監査委員の事務部局の職員		(2)	1	(1)	1	(2)
病院部局又は診療所の職員	34	22	27	23	52	44
町立高等学校の校長及び教員	12(13)	13	12(13)	13		
学校給食センターの職員	2	1		1		
檜山広域行政組合に派遣する職員		1		0	2	1
計	128(129)	104(8)	136(137)	114(3)	164	139(8)

(平成16年4月1日現在)

(注) 1 条例定数の( )の数値は教育公務員特例法第20条の2の規定による指導教員を置いた場合の職員定数

2 実職員数の( )の数値は兼務による数

## 2. 職員の格付け

区 分	大 成 町	瀬 棚 町	北 檜 山 町
部長級			
課長級	課長、事務局長、事務長、 看護師長	課長、事務局長、所長、事務長 書記長	課長、室長、参事、所長、事務局長、 事務長
課長補佐級	参事、課長補佐、室長、場 長、科長、薬局長、診療放 射線科長、主幹、園長、	課長補佐、在宅介護支援センタ ー所長、主幹、副所長、次長	課長補佐、主幹
係長級	係長	係長	係長
主査級	主査、主任	主任	主任
一般職	主事、技師	主事、技師	主事、技師

## 3. 給料表

区 分	大 成 町	瀬 棚 町	北 檜 山 町
給料表	行政職：8級制 医療職（一）：5級制 医療職（二）：5級制	行政職：8級制 医療職（一）：4級制 医療職（二）：5級制 医療職（三）：5級制 指定職給料表（歯科医師）	行政職：8級制

## 4. 初任給の格付け（試験採用）

区 分	大 成 町	瀬 棚 町	北 檜 山 町
行政職	大学卒：2級2号俸 短大卒：1級10号俸 高校卒：1級8号俸	大学卒：2級5号俸 短大卒：1級9号俸 高校卒：1級7号俸	大学卒：2級5号俸 短大卒：1級9号俸 高校卒：1級7号俸

5. 各種手当

区 分	大 成 町	瀬 棚 町	北 檜 山 町
管 理 職 手 当	4% ~ 5%	8% ~ 10%	8% ~ 15%
扶 養 手 当	国と同様	国と同様	国と同様
住 居 手 当	借家 国と同様 持家 5,000円	借家 国と同様 持家 1,000円	借家 国と同様 持家 5,000円
通 勤 手 当	国と同様	国と同様	国と同様
時 間 外 手 当	国と同様	国と同様	国と同様
期 末 勤 勉 手 当	6月支給 支給率 国と同様 12月支給 支給率 期末手当1.5ヶ月+勤勉手当0.7ヶ月	国と同様	国と同様
寒 冷 地 手 当	基準額 国と同様 加算額 なし	国と同様	国と同様
期末勤勉手当加算額	なし	なし	4級以上(一般職) 5% ~ 15%

(H16年4月1日現在)

- 国の制度
- (1) 扶養手当
    - ・配偶者 13,500円
    - ・扶養親族でない配偶者がある場合の扶養親族 1人目 6,500円
    - ・扶養親族 1人につき(2人目まで) 6,000円
    - ・その他(3人目以降の扶養) 5,000円
    - ・配偶者のいない1人目 11,000円
    - ・特定扶養加算(15歳~22歳) 5,000円
  - (2) 住居手当
    - ・持家 新築・購入後5年まで 2,500円
    - ・借家 家賃 23,000円以下 家賃 - 12,000円
    - 23,000円超 (家賃 - 23,000円) ÷ 2 + 11,000円 (支給上限 27,000円)
  - (3) 通勤手当
    - ・交通機関利用者 55,000円以下 運賃相当額
    - 55,000円超 支給上限 55,000円
    - ・交通用具利用者 片道2km以上から支給。距離数に応じ 2,000円~24,500円
  - (4) 時間外手当
    - ・勤務日 1時間当たりの給与額 × (1.25~1.5)
    - ・週休日 1時間当たりの給与額 × (1.35~1.6)
  - (5) 期末勤勉手当
    - ・6月支給 支給率 期末手当1.4ヶ月+勤勉手当0.7ヶ月
    - ・12月支給 支給率 期末手当1.6ヶ月+勤勉手当0.7ヶ月
  - (6) 寒冷地手当
    - ・基準額 扶養親族3人以上 163,700円 扶養親族2人以下 136,500円 扶養なし 82,900円 その他 59,200円
    - ・加算額 扶養あり 51,600円 扶養なし 34,400円 その他 17,200円

## 先進事例（調整の内容）

### ひたちなか市（茨城県／平成6年11月1日 新設合併）

- (1) 2市の一般職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 新市の職員数については、定員モデル及び類似団体の定員を目標に定員適正化に努めるものとする。
- (3) 職制については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

### あきる野市（東京都／平成7年9月1日 新設合併）

- (1) 2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

### 篠山市（兵庫県／平成11年4月1日 新設合併）

- (1) 篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。
- (4) 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。  
なお、現職員については現給を保障する。

### あさぎり町（熊本県／平成15年4月1日 新設合併）

- 一般職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。
- (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。  
職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
  - (2) 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。
  - (3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

## 一般職員の身分の取扱いに関する法令

### 地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。

2 一般職は、特別職に属する以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤の者

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

（分限及び懲戒の基準）

第27条 全ての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることはない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休暇等）

第28条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務成績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続き及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は第16条各号（第3号を除く。）の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

**市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）**

（職員の身分取扱い）

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。